

## 第 7 章 制度的枠組み

### 7.1 法的枠組み

#### (1) SEZ 設立の原則

制度的かつ運営上の制約要因を取り除き、外資の投資環境を改善するためには、下記事項を含む幾つかの基本的な原則がサバナケット SEZ に導入されなければならない。

#### SEZ 設立における基本的原則

- 政策の一貫性の保持
- 政策決定と運営上の透明性の確保
- 投資家への説明責任の保証
- 必要な情報の入手可能性の確保
- 経済運営、システム、制度、組織原則に関わる独立性の付与

#### (2) SEZ の法的根拠

上記原則に沿って、自由貿易地域かつ非関税地域としての SEZ 制度を導入し、SEZ 運営のための独立した機関を設立するためには、新しい法律の立法が必要である。

1994 年の税関法第 60 条の規定によれば、自由貿易地域の創設のためには政府の発議に基づく国民議会の承認が必要とされている。また、新しく設立される SEZ 機関、すなわちラオス経済特別区庁（以後、LEZA と略称）は独自の、独立的な政策の策定と実施を認められなければならないが、このことから、時には他の政府機関の利害に相反する場合が出てくることも予想される。従って LEZA は、中央の省や地方の県レベルの権限を必要とし、上級の政府機関、出来れば首相府に所属することが望ましい。省や県レベルの政府機関の設立には、ラオス憲法第 40 条（8）項により、やはり国民議会の決議が必要となる。

その意味で、計画中の SEZ 設立の法的根拠として求められるのは、国民議会のみが作り得る「法（LAW）」で無ければならないが、そのような法律を「経済特別区法」（以後、SEZ 法と略称）と名づけることとする。

#### (3) SEZ 法

##### 1) SEZ 法の目的

SEZ 法は下記目的の為に制定される。

## 新 SEZ 法の目的

- SEZ の目的の明確化
- SEZ 設立と性質に関する宣言
- SEZ 地域の確定
- SEZ の法的性格と機能の規定
- 独自の経済的、財政的原則の採択
- SEZ 管理・運営機構の設立（経済特別区庁）
- SEZ 当局の組織、各々の権限、役割、責任の規定
- 運営規則、手続きの規定と投資優遇措置の付与
- 中央政府や他の政府機関との関係の規定

新 SEZ 法は、外資導入と SEZ 地域の経済活性化を図るために、下記のシステムや制度を取り入れるものとする。

## SEZ 法に盛り込まれるシステムと制度

- 市場経済に基づく経済的自由
- より合理的な会社運営制度
- 可能な限り広範囲な投資優遇措置
- 外貨の自由取引
- 簡素化され、明確なライセンス許諾制度
- より妥当な会計制度
- 透明でより自由な土地リースと使用制度
- 労働関係と外国人の雇用に関する柔軟な制度
- 投資に関する安全性の保障

### 2) SEZ 法のサンプル原案

本調査の過程において、フィリピン、中国、タイ、ヴェトナムの経済特別区関連の法律・規定を参考にしつつ、SEZ 法のサンプル条文の草案が作成され、ラオス政府の将来的な立法作業の参考として提案されている。

また、サンプル原案に含まれている率（%）や金額等はいくまで現時点での提案であり、今後慎重な検討を必要とする。むしろ上述の SEZ 法の目的や意図される成果を達成するにたる条文であるかに留意し、原案を作成した。

SEZ 法のサンプル原案で提案されている条文の幾つかを次に示す。

### 新 SEZ 法で提案している主な内容

- SEZ とは、工業、観光、商業、サービス、農業関連産業、投資、金融センターとして高度に発展しているか、発展する可能性を有する、選別された地域である。
- SEZ は次の全てを包含するものとする。：輸出加工区、自由貿易地域、自由化された物流センター、観光・休暇センター。
- SEZ 内に立地する企業は優遇税制の適用を受け、また移民法もより緩和されるものとする。
- 最初の SEZ は、新メコン橋付近に設けられるラオスのチェック・ポイントから国道 9 号線と 13 号線の交差点に至る間の、新メコン橋へのアクセス道路と 9 号線から片側 2.5Km ずつの範囲に含まれる地域とする。
- SEZ は民間、政府、またはその両者の共同のいずれかによって建設され得るものとする。
- 他地域における SEZ 設置に必要な基準。
- SEZ は政府の干渉を最少限にとどめ、非中央集権的かつ独立独行で、独自に維持される地域とする。
- 出資比率の多寡を問わず外国人又は外国企業、およびラオス市民又はラオス企業は、完全保有又は合弁の形態によって、どの産業セクターにおいても企業を設立することが出来る。
- SEZ は非関税地域として運営され管理される。
- LEZA は独立した機関として首相府に所属し、SEZ の政策決定、運営、管理に責任を負う。
- 会計上の優遇措置は、3-8 年のタックス・ホリデー、10-15%への法人税減税、売上税・物品税・ミニマム税・輸出入関税の免除等とし、その他のチャージや手数料も、SEZ 企業に対しては減額される。
- SEZ 企業としての認可に際しては、外国企業に対しては 10 万ドル、国内企業に対しては 5 万ドルの最少投資金額が要求される。
- 外貨管理の自由化のために、SEZ にはオフショア・ステータスを付与する。
- 土地リース期間：外資は 30-75 年間、国内投資家には 30-50 年間とする。リース料の透明性を高める制度の導入。
- 投資ライセンス、輸出入ライセンス、その他ビジネスに必要な許可を促進するためのワン・ストップ・ショップの設立。
- 雇用援助と労働争議の解決を図る労働関係センターの設置。
- SEZ 企業での労働条件を統一するマスター雇用契約の導入。
- 総従業員数の 25%までの外国人労働者の自由雇用制度。
- ラオス人の技能や経営管理能力の開発に要した訓練費用の、課税所得からの 100%控除。

### 3) 現行法制度の改変

上述のシステムや制度を導入するためには、SEZ 法に新しい規定を盛り込む必要があるが、それらの新しい規定は、現行の法律や規定を改定したり、超越したりするものとなる。試みに、「外資法」、「土地法」、「外国為替と稀少金属の管理に関する閣僚会議令 53 号」、「税法」、「会社法」、「労働法」の条文について改変の必要性の検討を行った。また「税関法」についても、SEZ 法の目的を満たすための同様の検討が行われるべきであろう。

下記の推奨項目は、SEZ 法のサンプル草案に採用されているものである。下記の表の右欄に表示されている条文番号は、該当する推奨項目が含まれているサンプル草案の条文番号を示すものである。SEZ 法の条文番号が記載されていないその他の推奨項目は、ラオス政府によってさらに検討が加えられた後に、施行細則に盛り込まれるべき項目である。

**表 7.1 1994 年の外国投資の促進と管理に関する法律**

| 項目               | 外国投資の促進と管理に関する法律  | 新 SEZ 法における改定推奨内容                                  | 対応する新 SEZ 法条文番号 |
|------------------|---|--|-----------------|
| 外国投資の制限分野        | 第 2 条：国家の安全、国家の環境、公衆衛生、国の文化に有害な分野。                        | 明確でない。制限リストを作成し、制限分野を具体的に明記要。                      | 第 7 条、26 条      |
| 投資国有化            | 第 3 条：補償の支払いなしには財産・投資の国有化は行はない。                           | 補償の計算式および支払い通貨の明示。                                 | (施行細則)          |
| 合弁会社             | 第 6 条：外資は最低 30% の出資要。                                     | 最低出資比率の規定は不要。                                      | 第 7 条           |
| 外国資本のラオス通貨への交換義務 | 第 6 条：強制的義務。  | 交換義務不要。  | 第 27 条          |
| 100% 外資          | 第 7 条：新規会社、支店、駐在事務所に限り許可。                                 | 新規投資に限定せず。   | 第 7 条           |
| 支店・駐在事務所の定款      | 第 8 条：支店・駐在事務所の定款がラオスの法律に適合すること。                          | 理論的には支店・駐在事務所の定款は独自には存在せず。本社の定款がラオスの法律通りであるとは限らない。 | (施行細則)          |
| 土地リース            | 第 10 条：土地のリース、リース権の譲渡、建造物や動産の所有および譲渡は可能。                  | リース料の公開が必要。  | 第 30 条          |
| 政府干渉からの自由        | 第 10 条：政府はビジネスの管理に介入せず。                                   | より明確な規定が必要。  | 第 7 条           |
| 雇用               | 第 11 条：雇用に当ってはラオス国民を優先。投資家は訓練を通じてラオス人非雇用者の技能の工場を因る義務を有する。 | 一定比率と期間内での外国人従業員の自由雇用。とラオス人従業員への教育義務の測定方法の確立。      | 第 40 条          |

| 項目                 | 外国投資の促進と管理に関する法律   | 新 SEZ 法における改定推奨内容                                | 対応する新 SEZ 法条文番号                       |
|--------------------|--|--|---------------------------------------|
| 個人所得税              | 第 12 条：ラオス国内での所得の 10%。   | 10%は必ずしも低率とは言えず、5%を推奨。                           | (施行細則)                                |
| 会計制度               | 第 14 条：ラオス会計制度の強制的使用義務。  | 国際的な慣行に合致する部分のみ適用。                               | (「税法」の項、参照)                           |
| 利益送金               | 第 15 条：「外国為替と稀少金属管理令」に従い、利益・資本・個人所得の送金が可能。   | 税後利益その他の利益は、投資通貨と同様の通貨での自由送金が認められるべきである。送金税の免除。  | 第 24 条、28 条                           |
| 法人税およびその他のチャージ、手数料 | 第 16 条：法人税は 20%。   | タックス・ホリデーの導入および法人税の減税。その他チャージ・手数料の項目・名前の明示。      | 第 23 条<br>(第 4 章の表 4.4 を参照)<br>(施行細則) |
| 輸入関税               | 第 17 条：投資案件や生産企業で使用される機器、生産手段、スペア・パーツその他の材料に関しては 1%。<br>加工・再輸出の場合は、原材料・中間コンポーネントは免除。 | 免税条件の明確化。  | 第 24 条<br>(第 4 章の表 4.4 を参照)<br>(施行細則) |
| 輸出関税               | 第 17 条：輸出最終製品については全て無税。  | 免税条件の明確化。  | 第 24 条<br>(第 4 章の表 4.4 を参照)<br>(施行細則) |
| 関税特別減税             | 第 17 条：輸入代替加工に対する原材料・中間コンポーネントに適用。   | 免税措置の導入。   | 第 24 条<br>(第 4 章の表 4.4 を参照)<br>(施行細則) |
| タックス・ホリデー          | 第 18 条：ケース・バイ・ケースで付与。  | SEZ は特例に該当するケースである。                              | 第 24 条<br>(第 4 章の表 4.4 を参照)<br>(施行細則) |
| 積立金                | 第 19 条：外国投資家はその利益の一部を様々な積立金として留保要。   | 強制的であるなら、留保金額の明示要。                               | (施行細則)                                |
| 労働者の健康と安全          | 第 20 条：投資家は、労働者の健康と安全を守り、労働者の社会保障制度への貢献に必要で妥当な方策を採らねばならない。                           | 必要で妥当であるかの判断基準を提示、制度の内容と必要金額の明示要。本件費用の課税所得からの控除。 | 第 39 条、42 条                           |
| 労働関係センター           |  | 雇用援助と労働問題解決のための労働関係センターを推奨。                      | (施行細則)                                |

| 項目                | 外国投資の促進と管理に関する法律                                | 新 SEZ 法における改定推奨内容  | 対応する新 SEZ 法条文番号 |
|-------------------|---|--|-----------------|
| 労働争議              | 第 21 条：当初は相談と仲介を通じての解決を図る。                      | SEZ 内でのストライキの禁止。SEZ 当局が争議解決の責めを負う。   | 第 38 条          |
| ワン・ストップ・サービス・センター | 第 23 条：FIMC (又は現在の CIC) が外資に対するワン・ストップ・サービスの窓口。 | SEZ 当局がワン・ストップ・サービスを提供。  | 第 36 条          |
| 投資申請              | 第 25 条：FIMC に対する申請と付属文書を規定                      | SEZ では、投資申請は LEZA に提出。   | 第 13 条          |
| 外国投資の監視責任         | 第 28 条：外国投資の実施に関する監視と強制は FIMC が責任を負う。           | SEZ では LEZA の責任となる。  | 第 13 条          |
| 投資申請の審査           | 第 26 条：FIMC (or CIC) が許可に要する日数は 60 日間。          | 記載された日数の厳守。所要日数は短いほど良い。出来れば、自動認可が望ましい。   | (施行細則)          |
| 外国投資認可手続き         | 各投資案件申請の許可に関する明確な指針・条件が明示されず。                   | 明確化・簡素化が必要。異なるケース、異なる当事者によって異なる条件や優遇措置が適用されることは避けるべきである (恣意的な許認可)。許可標準と条件の統一要。 | (施行細則)          |
| ケース・バイ・ケースでの投資期間。 | ラオス政府は現在 15 年間の投資期間設定を考慮中。                      | 15 年間は短すぎる。ライセンス期間に制限を設けるべきではない。   | (施行細則)          |
| 投資ライセンスの更新        | ライセンスの更新条件に関する基準は存在しない。                         | ライセンス期間に制限を設ける場合には、更新基準の明確化が必要。  | (施行細則)          |

表 7.2 1997 年土地法

| 項目                 | 土地法   | 新 SEZ 法における改定推奨内容   | 対応する新 SEZ 法条文番号 |
|--------------------|---|---|-----------------|
| ラオス人に対する土地リース期間    | 第 13 条：政府とラオス市民間では最長 30 年間。   | SEZ へ投資する場合は、最短 30 年、最長 50 年とする。  | 第 30 条          |
| リースの認可             | 第 64 条：外資は土地リースに関し、県や特別区の事前許可を取得する必要があるが、大蔵省が最終決定権を有する。                     | SEZ 当局がリース権の取得や譲渡の許可権限を有する。   | 第 30 条          |
| 外資に対する土地リース期間      | 第 65 条：外資に対するリース期間は一般的には最長 50 年で SEZ の場合は 75 年。実際のリース期間は運営の性質、サイズ、条件によって決定。 | SEZ における 75 年は十分な期間であるが、実際に許可される期間については把握不可能である。業種ごとに設定される標準リース期間を事前に決める必要がある。（最短 30 年、最長 75 年） | 第 30 条          |
| 土地リース料             | 規定なし。   | リース権料は市場価格に基づき決定され、公開されるべきである。リース料は交渉で決められるべきではない。  | 第 30 条          |
| リース権の売却、サブ・リース、移転等 | 第 64 条：外国人にリース権のサブ・リース、譲渡、移転等を明確には認めていない。                                   | SEZ 当局による事前の書類審査に基づく左記諸権利を認めるべきであろう。  | 第 30 条          |

表 7.3 外国為替と稀少金属取引に関する閣僚会議令 53 号 (1990 年 9 月 7 日付け)

| 項 目      | 閣僚会議令  | 新 SEZ 法における<br>改定推奨内容   | 対応する新 SEZ<br>法条文番号 |
|----------|--|---|--------------------|
| 外貨使用と保有  | 第 5 条：ラオス国内における取引で直接外貨を使用することを禁止。外貨所有者は銀行又は公認両替商でキップへの交換する要あり。 | SEZ 内においては外貨の自由使用と保持を容認。  | 第 27 条             |
| 外貨の購入と売却 | 第 6 条：外貨購入と売却に関する制限条項。   | 如何なる会社、商店、レストラン、ホテル、個人も SEZ 内では自由に外貨を交換・使用可能。                       | 第 27 条             |
| 交換レート    | 第 9 条：ラオス銀行により決定。  | SEZ 内での使用に関しては、自由に設定可能。   | 第 27 条             |
| キップ使用の義務 | 第 11 条：国内消費に対するキップ使用の義務付けと、交換可能なキップ口座の所有の禁止。                   | 自由な外貨使用の是認。   | 第 27 条             |
| 旅行費用     | 第 16 条 1 節 1 項：居住者である旅行者はラオス銀行の制限内での外貨持ち出しのみ可能。                | ラオス銀行の制限は受けない。  | 第 27 条             |
| 外貨による支払い | 第 17 条：物資やサービスの輸出入に対する支払い、利益や収入の送金には、ラオス銀行の規定に従った申請が必要とされる。    | 申請書類が完備していれば、SEZ 内のラオス銀行が認可したどの銀行においても自動認可。但し、投資案件がラオス銀行に登録されていること。 | 第 27 条、28 条        |
| 海外投資     | 第 22 条：海外投資には政府の許可が必要。   | SEZ からの海外投資は LEZA の認可事項。  | 第 27 条             |

表 7.4 1995 年税法

| 項目              | 税法  | 新 SEZ 法における<br>改定推奨内容   | 対応する新 SEZ 法条文<br>番号   |
|-----------------|---|---|-----------------------|
| 売上税             | 第 12 条：物資やサービスの輸入や販売に対し、3-15%の律で課税。   | 再輸出に対しては免税。奨励業種については半額減税。   | 第 23 条、24 条<br>(施行細則) |
| 物品税             | 第 23 条：幾つかの消費者物資に対し、10-50%の課税。  | 輸出品には非課税。奨励業種には半額減税。  | 第 23 条、24 条<br>(施行細則) |
| 利益税（法人税及び個人事業税） | 第 38 条：法人には 35%（政府奨励税率は 20%）個人には 10-45%   | 法人税率の 10-15%への減税。（外資及び国内企業投資）   | 第 23 条<br>(施行細則)      |
| 個人所得税           | 第 38 条：\$625/月以上で 40%   | 個人所得税の 5%への減税（外国人）  | 第 23 条<br>(施行細則)      |
| 控除可能費用          | 第 34 条、35 条：旅費は 1 年間に、売上の 0.2%又は 600 万キップまで。贈答、手当て、賞品は 1 年間に売上の 0.15%か 400 万キップまで。交際費は全額課税。     | 業務出張費は実費、月額 500 ドルまでの交際費は控除可能。  | 第 23 条<br>(施行細則)      |
| 割増償却            | 第 34 条：償却期間と方法の規定。  | 償却期間の短縮：括弧内が現行年数。<br>機械・設備：3 年（5 年）<br>自動車等：3 年（5 年）<br>事務機器等：3 年（10 年）<br>内装等：3 年（10 年）<br>旅客機：10 年（20 年）<br>工業・貿易用施設：10 年（20 年） | 第 23 条<br>(施行細則)      |
| 控除否認経費課目        | 第 35 条：株主や雇用者に支払われる給与、利息。   | SEZ 企業では控除可能とする。  | 第 23 条<br>(施行細則)      |
| 期間損失の繰り延べ       | 第 36 条：3 年間   | 5 年間  | 第 23 条<br>(施行細則)      |
| ミニマム税           | 第 55 条：年間事業収入の 0.5%。  | 免除又は半額減税（0.25%）。  | 第 23 条、24 条<br>(施行細則) |
| その他のチャージ、手数料    | 第 58 条：税務登録、事業許可、許認可・証明・その他の公的書類、道路使用、出入国、ビザ、衛星通信システムの使用、TV 視聴、広告ポスター・看板、店名看板、その他のサービスに対して支払い要。 | 公開された形での事前通告が必要。  | 第 23 条、24 条<br>(施行細則) |
| 上記料率            | 第 59 条：家材・社会情勢に従い大統領令で決定。   | SEZ 企業に対する減免税。事前の一般通告要。   | 第 23 条、24 条<br>(施行細則) |

表 7.5 1994 年会社法

| 項目          | 会社法  | 新 SEZ 法における<br>改定推奨内容  | 対応する新 SEZ 法条文<br>番号  |
|-------------|--|--|----------------------|
| ネガティブ・リスト   | 第 12 条：ラオスの法律・規則と合致しない事業は禁止される。<br>第 14 条：ラオス人のみが従事可能な事業は、別途政府が決定する。 | 外資の参入禁止事業はネガティブ・リストに明確に掲示されるべきである。   | 第 7 条,26 条<br>(施行細則) |
| 準備金         | 第 23 条：株式会社は純利益の 5-10%を準備金として積立要。                                    | 規制不要。  | (施行細則)               |
| 会社規則        | 第 27 条：全ての会社は、会社の存続期間、組織図、配当・損失責任の分配を明示した会社規則を持たなければならない。            | 営利事業を営む会社は、通常事前に会社存続期間を決定しない。会社組織は頻繁に変更される可能性あり。配当の配分は毎年変わる。会社規則から上記を削除。                 | (施行細則)               |
| 公開市場からの資金調達 | 第 29 条：公社のみが公開市場からの資金調達可能で、社債を発行し得る。                                 | SEZ の民間会社は左記可能。  | (施行細則)               |
| 株式会社の株主数    | 第 45 条：株式会社は 2 名以上の発起株主を有し、株主総数は 20 名を超えてはならない。                      | 株式会社は 1 名以上の発起人により設立可能で、株主総数には制限は無い。   | (施行細則)               |
| 株式の譲渡       | 第 47 条：社外の人間に対する株式の譲渡は株主総数の 3 分の 2 以上の同意が必要。                         | 各社の株主総会で定める規則に委ねる。法律では定めない。  | (施行細則)               |
| 最低資本金       | 第 48 条：会社に必要な最低資本金は 500 万キップとする。                                     | SEZ では最低資本金（又は投資額）は外資で 10 万ドル、国内投資家で 5 万ドルとする。   | 第 7 条<br>(施行細則)      |
| 経営責任者 (CEO) | 第 51 条：経営責任者の罷免には、株主総会において株主総数の過半数の賛成が必要。                            | 株主総数の過半数が出席した株主総会で 3 分の 2 以上の賛成で罷免可能。  | (施行細則)               |
| 株主総会の召集     | 第 53 条：過半数の株式を代表する株主は、株主総会を召集する権利を有する。                               | 株式総数の 10%以上を保有する株主は総会招集可能。   | (施行細則)               |
| 株主総会における決議  | 第 54 条、56 条：通常決議は過半数の株主の同意により可決。会社規則の改定および新規株主の承認には 3 分の 2 の賛成を要する。  | 通常決議は出席株主の過半数の同意で決議。定款・会社規則の変更等の特別決議は、過半数が出席する株主総会で 3 分の 2 以上の賛成で可決可能。新規株主の承認は各社の規則に委ねる。 | (施行細則)               |

表 7.6 1994 年労働法

| 項目                    | 労働法  | 新 SEZ 法における改定推奨内容  | 対応する新 SEZ 法条文番号  |
|-----------------------|--|--|------------------|
| 労働組合                  | 第 3 条：大衆・社会組織を作る権利   | SEZ 内でのストライキの禁止。SEZ 庁の、労働組合との紛争処理機関の設立義務。                  | 第 38 条           |
| 外国人労働者の雇用             | 第 7 条：ラオスに適切な労働者が存在しない場合には、労働関係当局の許可を得て、外国人労働者の雇用が可能である。ラオス人労働者への技術移転体制の設置の義務。 | ラオス人で雇用枠が埋まらない時、SEZ 庁の許可を得て、総雇用数の 25%まで外国人の雇用が可能。          | 第 40 条           |
| 労働者の保護                | 第 10 条：国家の労働管理当局が労働者保護に責任を負う。  | SEZ 庁が労働者保護規定を制定し、実施を監督する。                                 | 第 37 条           |
| 組合の役割                 | 第 11 条：労働条件の交渉等につき責任を有する。  | 労働条件は SEZ 庁により決定され、マスター雇用契約に記載される。                         | 第 39 条<br>(施行細則) |
| 合理化のための労働者の解雇         | 第 16 条：会社側は組合と相談の上、解雇予定者のリストを作成する。<br>解雇補償：(月給の 10%ないし 30%以上) x 勤務年数           | 雇用者のみで解雇者を決定可能。SEZ 庁は解雇補償につき、国際的に妥当な率をマスター雇用契約に明記する。       | (施行細則)           |
| 雇用契約打ち切りに関する雇用者の権利の制限 | 第 17 条：従業員が病気で治療中の場合、妊娠中又は出産後 9 ヶ月以内の場合等にはこれを解雇できない。                           | 左記のような場合においては、給与の減額、有給休暇期間の限度設定等、何らかの制限が設けられ、マスター雇用契約に明記要。 | 第 39 条<br>(施行細則) |
| 通知期間中の労働者の特別な権利       | 第 18 条：病気治療中の期間は通知期間に参入せず。   | 上記に同じ。   | 第 39 条<br>(施行細則) |
| 雇用契約の終了方法             | 第 22 条：労働管理当局に意見を求め、組合に通知してからでなければ、当事者間での雇用契約終了や解雇は不可。                         | 雇用契約終了通知を SEZ 当局に提出すれば、許可を得る前であっても解雇は有効。                   | 第 39 条<br>(施行細則) |
| 労働時間の数え方              | 第 26 条：シフト労働の場合は 1 時間に 15 分の休憩。2 時間ごとに 5-10 分の休憩。                              | より効率的で、柔軟性があり生産的な休憩制度をマスター雇用契約に明記。                         | (施行細則)           |
| 病気休暇                  | 第 29 条：年間 30 日までの有給での病気休暇を与えられるべきである。  | 長すぎる。短縮された期間でマスター雇用契約に明記。                                  | (施行細則)           |

| 項目               | 労働法  | 新 SEZ 法における<br>改定推奨内容          | 対応する新 SEZ 法条文<br>番号 |
|------------------|--|--------------------------------|---------------------|
| 給与水準の決定          | 第 40 条：労働者、組合、労働代表は雇用者と給与水準につき交渉する権利を有する。          | 給与水準は SEZ 当局が決定し、マスター雇用契約書に記載。 | 第 39 条              |
| 権利や利害に関する労働紛争の解決 | 第 56 条、58 条：雇用者または代理人は、緊急に申立て人との間で直接解決を図らなければならない。 | 労働サービス・センターが苦情の処理に当る。          | 第 37 条              |

#### (4) SEZ 法の実施に関する施行細則

新 SEZ 法の立法に当たり、SEZ 法の各条文に関する詳細説明、手続き、指針を明確にするための「SEZ 法の実施のための施行細則（以後、施行細則と略称する）」を制定し、首相令として発布すべきである。

施行細則は以下の事項を含むものとする。

- i) 定義と基本的指針：使用語彙の詳細説明
- ii) 基本的な権利と補償：投資保護規定、例えば、投資回収送金、利益送金、投資の收容や接收が行われないこと等に関する政府の保証
- iii) SEZ 企業になるための申請や登録のための詳細手続
- iv) SEZ 設立のための基準と開発の方法
- v) SEZ 内での土地や建物のリース：土地・建物のリースや取得に関する条件と建設許可
- vi) SEZ に搬入される商品の課税処理
- vii) SEZ の貨物搬出入：許認可、印字、証明書、積み込み・積み下ろしの手続き
- viii) 製品・原材料・その他資産の在庫管理制度
- ix) SEZ 内での防衛、安全管理、消防
- x) 付与される優遇措置および優遇措置申請と適格性：各業種の優遇措置の詳細説明
- xi) 外国人の雇用：適格条件、雇用期間、ラオス人への訓練要件
- xii) 利益送金の手続き
- xiii) 特別会計制度及び課税手続き
- xiv) ビザの取り扱い
- xv) 雇用関係：労働関係センター、マスター雇用契約、その他の労働関係要件
- xvi) 外国人投資に関わるネガティブ・リスト
- xvii) 事業終了手続き、記録・事業所の検査手続き、査察、警察機能と罰金
- xviii) SEZ に立地するためのその他の条件

## 7.2 経済特別区の開発と管理

### (1) 経済特別区開発管理に関わるラオスの組織

工業・商業分野の振興に関わるラオスの組織 — 国家計画委員会、外国投資管理委員会、工業手工芸省、商業観光省、大蔵省、労働福祉省 — の現況を簡単に紹介する。

#### 1) 国家計画委員会（SPC）

国家計画委員会の業務はラオスの社会経済開発および国際協力に関わる調整・調査であり、プロジェクトの実施を担当する機関ではない。

#### 2) 外国投資管理委員会（FIMC）

外国投資管理委員会は首相府に属しており、職員数は約 50 名である。外国投資促進法にもとづき海外直接投資に関する許認可権限を有する。外国管理委員会のこれまでの経験は経済特別区開発に際して海外直接投資誘致政策および規制面から有効であると考えられる。

#### 3) 工業手工芸省（MIH）

工業手工芸省は工業と手工芸品の振興に関わっている。同省の職員数は各県に派遣されている職員を含めて約 500 名である。

#### 4) 商業観光省

商業観光省の外国貿易局が貿易促進業務を担当している。商業観光省の職員数は約 550 名である。

#### 5) 大蔵省

大蔵省の関税局が関税政策の立案、税の徴収業務を担っている。経済特別区では独自の関税政策の適用を検討していることから、関税局がサバナケット経済特別区開発計画作りに参加することは有益である。参考までにビエンチャンの関税局の職員数は 86 名である。

#### 6) 労働福祉省

海外直接投資の誘致を行なうに際しては、これまでのラオス企業による雇用慣行とは異なる人事管理が導入されることも予想される。安全衛生を含めた労働条件の整備に関する基準作りおよび監督面から労働福祉省は経済特別区開発管理に重要な役割を有する。労働福祉省の職員数は 814 名である。

### (2) 独立法人としての経済特別区庁

経済特別区という概念はラオスで初めてのものである。上述のとおり、現在のところ外国投資管理委員会（FIMC）が海外直接投資の許可を行い、工業手工芸省が工業振興、商業観光省が貿易促進業務を担っている。

経済特別区の開発と管理にはこれら複数の官庁が関係する。したがって関係省庁の経験とノウハウを集結した新たな独立の法人を設立して経済特別区を開発し、運営していく必要がある。

タイの輸出加工区管理の例を紹介する。首相が議長を勤めるボードオブインベストメントが海外直接投資の可否を決定する。工業省の所管する国営企業であるタイ工業団地庁が工業団地・輸出加工区の開発と管理をおこなう。タイ工業団地庁では“ワンストップサービス”をおこなっている。ワンストップサービスの内容は、タイへの潜在的投資家に対しタイ全国の投資環境をPRすることから始まる。投資家はタイ工業団地庁のワンストップサービスチームとコンタクトすることにより、下記の課題をクリアすることが出来る。

- 操業許可
- 操業開始に至るまでのプロセス、優遇税制の内容、工場のレイアウトプラン、既存の工業団地の概要等についてのアドバイス
- 入居の意向を表明した企業に対するサービスとしては、1) 各種の優遇措置等への申し込みのアドバイスと許認可状況の把握
- 販売、マーケティングと広報活動への協力
- 会議施設の提供、インターネットサービス

ワンストップサービスは投資家に対して効率的な支援をすることが目的である。ラオスの経済特別区庁でもタイ工業団地庁と同等のサービスを提供する必要がある。

このような他国の例を見るまでもなく、経済特別区庁に十分な権限を与え手続きの簡素化を図ることが経済特別区庁の効率的な運営につながり、投資家にとってもメリットが大きい。

### (3) 経済特別区庁の機能

6章3で記載したとおり、サバナケット経済特別区の主要な機能は1) 製造、2) 輸送、3) 商業、4) 観光、5) サポートイング（管理業務、海外直接投資誘致、輸出支援等）である。

ラオス政府の経済特別区開発に関する主要な役割は海外直接投資の誘致の為の法的枠組みの整理と輸出振興となる。ラオス政府からの委任を受けた公的機関がサバナケット経済特別区用のインフラの整備（アクセス道路、電気・水・通信等）を行なう。ラオス政府・経済特別区庁と民間の開発・運営の役割分担は下記のとおり整理出来る。

表 7.7 サバナケット経済特別区の実施体制

|         | 法制度整備      | 管理・運営   | 建設      | 維持管理    |
|---------|------------|---------|---------|---------|
| 工業      | Government | LEZA    | Private | Private |
| 輸送      | Government | LEZA    | Private | Private |
| 商業      | Government | LEZA    | Private | Private |
| 観光      | Government | Private | Private | Private |
| サポートイング | Government | LEZA    | Private | LEZA    |

\*インフラ整備（電力・水・通信等）は政府もしくはLEZA

経済特別区庁の組織は暫定的に下記の示すとおりである。

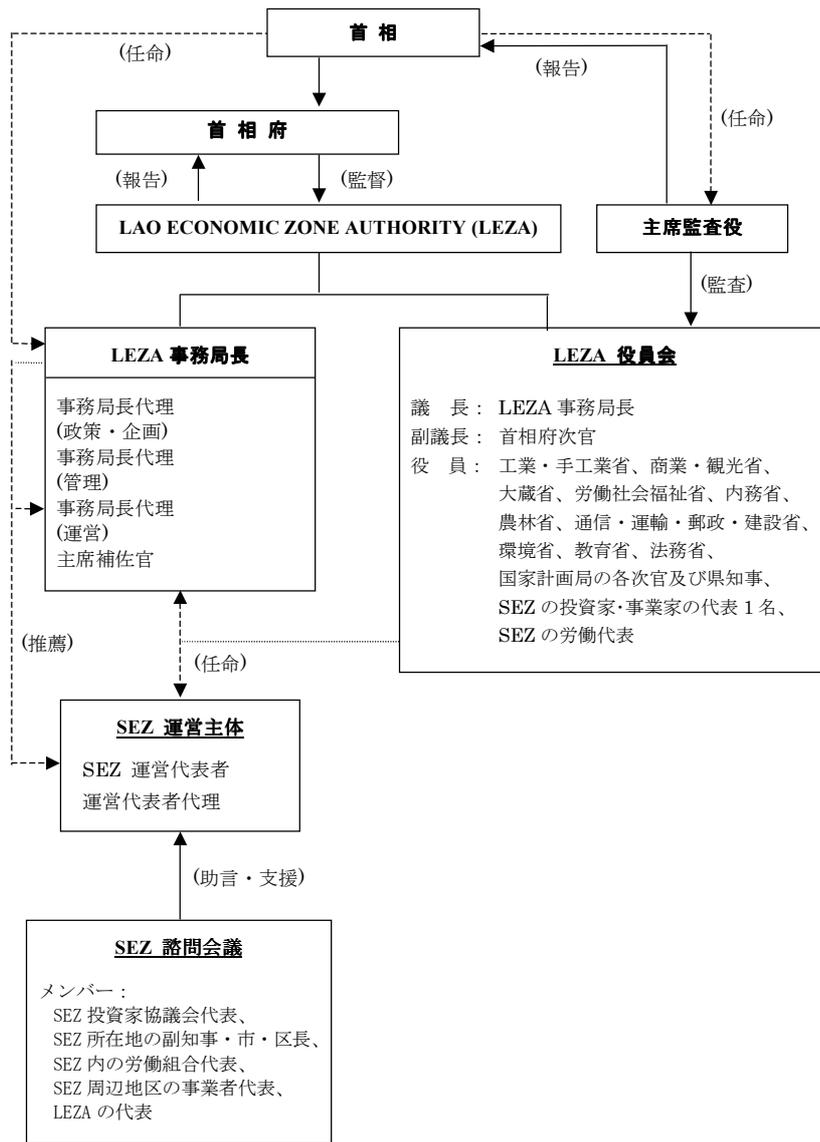


図 7.1 LEZA の組織

経済特別庁の設立後は、近隣のタイとベトナムの類似機関である、タイ工業団地庁 (IEAT) とベトナム・ダナンの“ダナン工業団地・輸出加工区庁および、今調査で想定した経済特別区と機能が近い経済特別区を有するフィリピンのフィリピン経済区庁と技術協力協定を結び、情報交換をしていくことを提案する。

### 7.3 サバナケット経済特別区と人材育成

前節では経済特別区庁の構成および事務局の構成について記述した。本節ではサバナケット経済特別区進出企業の労働力供給に関する分析を行なう。

サバナケットは他国の経済特別区・輸出加工区の立地条件とは異なり、人口密度は低く、熟練労働者の数も多くない (3 章で記述のとおり製造業従事者はわずか 6500 人である)。したがって他国の例のように、労働集約的な産業を誘致することは現状では容易ではない。

したがってサバナケットの主に若年層を教育・訓練の機会を与え、工業・サービス業に従事できるようにすることが海外直接投資の誘致、ひいては地域の工業の活性化にとって重要である。経済特別区が設立され、外国企業が操業を開始すれば、サバナケット地域全体に対するさまざまなインパクトがあることは確かである。訓練や OJT により未熟練労働者が多少なりとも技術を習得する、あるいは熟練労働者になる。それは技能を身につけた労働者はより高い所得を得る技能を身に付けるということである。経済特別区企業として認定されないラオス企業にとっても、これらの高い技能を身につけた労働者を雇用することが出来るという利点も生ずる。労働者の一部は、海外直接投資企業で経営管理の訓練を受けることも想定される。彼らは将来独立して、サバナケット県あるいは近隣地域で企業家ともなり得る。このように労働者も地元企業も外国企業の経営手法・行動から学ぶことが出来る。

工業・サービス業従事者養成の必要性と外国企業の経済特別区での操業の効果を念頭において下記の3施策を提案する。

(1) サバナケット技術学校の強化を通じた熟練労働者の育成

サバナケット技術学校は技術者候補生を輩出する地域の主要な教育機関である。サバナケット技術学校には下記の8つのコースがある。

- 大工技術
- 電気工学
- 溶接工学
- コンピュータ
- 経営学
- 自動車整備
- 一般機械
- 石工技術

サバナケット技術学校にはラオスの南部6県から学生が学ぶ主要な技術短大であるが、現在、1) 学生数が多すぎる、2) 機器と学校施設が古い、3) 教員の質といった問題を抱えている。

短大レベルのコース（2年および3年）の他にも短期の訓練コースも実施しているがその数は十分ではない。

上記のような問題を解決し、同校が進出企業にとって役立つ技術短大となるには、下記のような対策が必要である。

- 1) サバナケット技術学校のミッション・役割を明確にする、
- 2) ミッションに基づいたカリキュラムを含めた見直しを図る、
- 3) 改善策の一つとして、近隣の企業での OJT の機会を提供する。その為にはムクダハン等のタイ企業に学生の受け入れを依頼する。

(2) 民間セクターによる教育の実施

サバナケット技術学校は公立の学校である。公立の学校に加えて、経済特別区では進出企業自身による社員教育を促進する。そのために社員教育にかかる費用を全額利益から除外できることとする。

さらに教育機関を経済特別区内に誘致し、進出企業からの委託により社員教育を実施することを検討する。研修をおこなう分野としては、ビジネス・コンピュータ、ホテル、自動車整備等が考えられる。教育を専門におこなう企業も経済特別区企業として認定する。

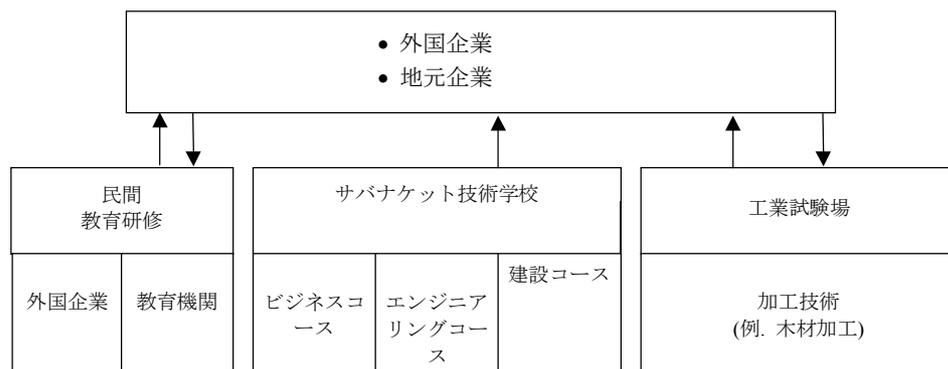
(3) 工業試験場の設立

サバナケットには工業試験場は存在しない。工業試験場は地域の工業の技術水準の向上のために技術開発をおこなう公的機関である。技術開発のうち、新たな製品化の可能性の検討や、付加価値向上のための技術開発を目的とした機関である。

工業試験場は進出企業や地元の企業と密接にコンタクトを取りながら、調査研究をおこなう。工業試験場での調査結果は民間企業に公開され、民間企業はその調査結果を活用しながら独自の研究開発・製品化をおこなう。工業試験場は必要に応じて民間企業の研究開発部門に赴いて直接技術指導あるいは合同で研究をおこなうことも可能である。

このような機能をもった試験場は工業の基盤のないサバナケットのような地域では有益である。例えば、木材加工機能についての試験場を設立し、新しい木材加工技術を開発し、民間に普及させていくことを検討することを提案する。

サバナケット経済特別区に対する人材育成・人材供給の姿を下記のとおり図示する。



## 7.4 サバナケット経済特別区開発アクションプラン

6章5節にて経済特別区開発までの実施スケジュールを記載した。開発から操業開始までに必要な事項をアクションプランとして提案する。

### (1) サバナケット経済特別区開発委員会の設置

経済特別区設置の為に多くの事項を解決しなければならない。第一には経済特別区開発準備の為に組織が必要である。本サバナケット経済特別区開発計画調査のステアリングコミッティーはサバナケット県政府、工業手工芸省、外国投資管理委員会、法務省、建設・運輸・郵便・通信省、関税局そして国家計画委員会よりなる。本調査終了後、同ステアリングコミッティーが引き続きサバナケット経済特別区開発委員会となることが望ましい。同委員会は経済特別区開発準備の計画策定・調整業務をおこない。また、同委員会が7章2節で提案した経済開発区庁の人選もおこなう。

### (2) 経済特別区法の準備

7章1節で記述のとおり、“経済特別区法”のドラフトを経済特別区開発委員会設置後、直ちに開始すべきである。経済特別区法の準備には法務省のリーダーシップのもと他の法律・省令との整合性を考慮しながら進めなければならない。経済特別区法の施行規則も策定する必要がある。施行規則はラオス経済の進捗を見ながら定期的に見直す必要がある。

### (3) 投資誘致

4章“投資需要”のとおり、タイ・ベトナム等の投資家のラオスに関する知識は乏しい。ラオス全体そしてサバナケットについての理解を深める必要がある。経済特別区で与えられる優遇措置の内容等を十分に投資家に伝えなければならない。経済特別区の紹介パンフレットを作成するとともに、紹介ホームページが必要である。既存の類似機関であるフィリピンのスービック湾管理庁やタイの工業団地庁、日本の沖縄特別自由貿易地域のホームページを参考とすべきである。

### (4) 経済特別区開発活動の調整

経済特別区庁の設立と適切な管理が経済特別区の成功のための要である。上記のとおり、サバナケット経済特別区開発委員会の設置、経済特別区法の準備、投資誘致等様々な課題がある。また、成功裏にサバナケット経済特別区が設立され、運営された後には、ラオス国内の他の地域にも同様の制度が適用することを視野に入れておくべきである。つまりサバナケット経済特別区はラオスの市場経済化の実験・モデルである。

このような多くの課題を抱えたサバナケット経済特別区開発に際してはラオス以外からアドバイザーを迎え助言を得ることも検討に値する。

## 7.4 サバナケット経済特別区開発アクションプラン

6章5節にて経済特別区開発までの実施スケジュールを記載した。開発から操業開始までに必要な事項をアクションプランとして提案する。

### (1) サバナケット経済特別区開発委員会の設置

経済特別区設置の為に多くの事項を解決しなければならない。第一には経済特別区開発準備の為に組織が必要である。本サバナケット経済特別区開発計画調査のステアリングコミッティーはサバナケット県政府、工業手工芸省、外国投資管理委員会、法務省、建設・運輸・郵便・通信省、関税局そして国家計画委員会よりなる。本調査終了後、同ステアリングコミッティーが引き続きサバナケット経済特別区開発委員会となることが望ましい。同委員会は経済特別区開発準備の計画策定・調整業務をおこない。また、同委員会が7章2節で提案した経済開発区庁の人選もおこなう。

### (2) 経済特別区法の準備

7章1節で記述のとおり、“経済特別区法”のドラフトを経済特別区開発委員会設置後、直ちに開始すべきである。経済特別区法の準備には法務省のリーダーシップのもと他の法律・省令との整合性を考慮しながら進めなければならない。経済特別区法の施行規則も策定する必要がある。施行規則はラオス経済の進捗を見ながら定期的に見直す必要がある。

### (3) 投資誘致

4章“投資需要”のとおり、タイ・ベトナム等の投資家のラオスに関する知識は乏しい。ラオス全体そしてサバナケットについての理解を深める必要がある。経済特別区で与えられる優遇措置の内容等を十分に投資家に伝えなければならない。経済特別区の紹介パンフレットを作成するとともに、紹介ホームページが必要である。既存の類似機関であるフィリピンのスービック湾管理庁やタイの工業団地庁、日本の沖縄特別自由貿易地域のホームページを参考とすべきである。

### (4) 経済特別区開発活動の調整

経済特別区庁の設立と適切な管理が経済特別区の成功のための要である。上記のとおり、サバナケット経済特別区開発委員会の設置、経済特別区法の準備、投資誘致等様々な課題がある。また、成功裏にサバナケット経済特別区が設立され、運営された後には、ラオス国内の他の地域にも同様の制度が適用することを視野に入れておくべきである。つまりサバナケット経済特別区はラオスの市場経済化の実験・モデルである。

このような多くの課題を抱えたサバナケット経済特別区開発に際してはラオス以外からアドバイザーを迎え助言を得ることも検討に値する。